

令和8年4月1日から

普通・準中型仮免許の年齢要件が、18歳から「17歳6カ月」に引き下げに

普通・準中型自動車仮免許の取得と、普通・準中型自動車免許の運転免許試験を受けることができる年齢引き下げられることにより、早生まれの高校生等も、入学や就職前に普通免許等を取得しやすくなります。
※普通免許等の交付の年齢要件は引き続き18歳です。

(道交法改正に伴う施行規則の改正)
※運転免許試験成績証明書の交付対象が、「免許試験に合格し、免許を受けていない者」に拡大されます。



普通自動車と準中型自動車の仮免許は17歳6カ月で交付可能。
※本免許は18歳で交付されます。

仮免許を早期に取得できることで、免許取得までの期間を有効に使えるため、早生まれに限らず高校在学中等にゆとりをもって準備が可能に!

令和7年3月24日から

運転免許証とマイナンバーカードを一体化した「マイナ免許証(免許情報記録個人番号カード)」が導入

新制度により、マイナンバーカードを免許証として利用可能に。希望者はマイナ免許証を持つことができます。
※運転の際は、免許証またはマイナ免許証のどちらかを携帯

それにより、免許証は3通りの持ち方から選べるようになり、手数料(標準額)も見直しに(従来の手数料は、新規取得時2,050円、更新時2,500円)。

	新規取得時	更新時
マイナ免許証	1,550円	2,100円
免許証 (従来と同タイプ)	2,350円	2,850円
両方	2,450円	2,950円

※更新時以外で「マイナ免許証」に切り替える場合は、1,500円の手数料がかかります。

マイナ免許証の利点

- ・マイナンバーカードに免許情報が記録されるため、氏名や住所変更等は、自治体に届け出るだけで完了。
※免許センター等での変更手続は不要に。
- ・優良・一般運転者の場合、マイナポータルとの連携で、オンラインでの更新講習が受講可能に(スマホやPCを使って24時間、いつでも、どこでも受講できます)
※写真撮影や視力検査、免許情報の書き換えは、免許センターや警察署で実施。
- ・優良・一般運転者は、住所地以外での更新(経由地更新)が迅速化され、申請期間延長に。
- ・更新手数料が(従来と同タイプの)免許証に比べて安い。

マイナ免許証の券面に運転免許に関する情報は記載されないため、免許証の有効期限や免許更新時期を確認するために免許情報を読み取る場合は、専用のアプリ「マイナ免許証読み取りアプリ」を利用します。

令和4年5月13日から

第二種免許・大型免許・中型免許の試験、指定の教習を受ければ19歳から受験可能に

タクシーやトラック業界等の深刻な運転者不足に対応するため、運転技能などを学ぶ特別な教習の修了を条件に、第二種免許や大型免許等の受験資格が19歳以上に緩和(特例取得免許)。
併せて、必要な経験年数(普通自動車免許等を受けていた期間)は1年以上に短縮。

特例取得免許が取り消される場合……

大型免許等の通常の受験資格年齢である21歳(中型免許は20歳)までの若年運転者期間に違反行為をし、一定の基準に該当した場合は「若年運転者講習(9時間)」の受講が義務付けられ、受講しないと「特例取得免許」が取消しになります。
※若年運転者講習の受講対象となる基準は、若年運転者期間にした違反行為の合計点数が3点以上(1回の違反行為で3点となる場合を除く)

また、当該講習を終了しても、その後若年運転者期間が経過するまでの間に違反行為をし、一定の基準(1回の違反行為で3点となる場合を除き、違反行為の合計点数が3点以上)に該当した場合は「特例取得免許」が取消しになります。

令和2年12月1日から

準中型免許で普通車を運転する際も初心者マークの表示義務の対象に

準中型免許を取得し、その期間が通算して1年未満の者が普通自動車を運転する場合は、準中型自動車を運転するときと同様に初心運転者標識(初心者マーク)の表示義務の対象です。

※初心運転者標識を表示した準中型自動車に対し、幅寄せや割り込みをしてはなりません。
罰 則 5万円以下の罰金 違反点 1点 反則金 7,000円(大型自動車の場合)

令和元年12月1日から

「運転免許証再交付」の対象が拡大

運転免許証の再交付を申請できるのは紛失・汚損などの場合に限られていましたが、運転免許証の記載事項の変更届出をしたとき等が追加され、住所や氏名が変わったり、写真を変更するときなどでも再交付が可能です。

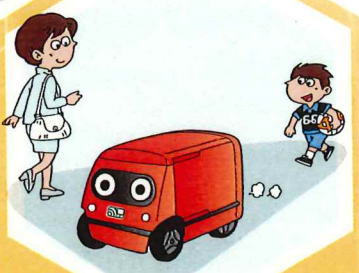
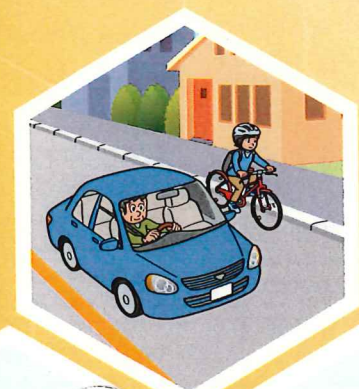


ダイジェスト 2017-2026

近年の改正道路交通法



令和8年7月21日 施行版!



令和8年7月21日から

「酒酔い運転」の要件に数値基準を規定

「アルコールの影響により
正常な運転ができないおそれ
ある状態」の規定を見直し、
呼気1ℓ中のアルコール濃度が
0.5mg以上でも酒酔い運転に。

※この基準に満たなくてもこれまで通り、
言動から酒酔い運転と判断されることもあります。



酒酔い運転（呼気中のアルコール濃度0.5mg/ℓ以上、その他アルコールの
影響により正常な運転ができないおそれがある状態）

罰 則 5年以下の拘禁刑または**100万円**以下の罰金

違反点 35点 ▶免許取消し（欠格期間3年）

酒気帯び運転

罰 則 3年以下の拘禁刑または**50万円**以下の罰金

違反点 25点（呼気中のアルコール濃度
0.25mg/ℓ以上0.5mg/ℓ未満）▶免許取消し（欠格期間2年）
13点（呼気中のアルコール濃度
0.15mg/ℓ以上0.25mg/ℓ未満）▶免許停止（停止期間90日）

※前歴及びその他の累積点数がない場合

※欠格期間とは運転免許が取り消された後、新たに運転免許を受けることができない期間

令和元年12月1日から

運転中の携帯電話等使用の罰則強化 のほか、違反点、反則金が大幅アップ

携帯電話等を使用して自動車等を運転し、
交通事故を起こすなどすると、

携帯電話使用等（交通の危険）

罰 則 1年以下の拘禁刑または**30万円**以下の罰金 **違反点** 6点

反則金の適用はなく即、刑事手続に。
適用される「罰則」や「違反点」は大幅に引き上げ！

※人身事故になった場合は免許の仮停止処分の対象になります。

走行中、携帯電話等を手で持って通話したり、
画像を注視すると、

携帯電話使用等（保持）

罰 則 6カ月以下の拘禁刑または**10万円**以下の罰金 **違反点** 3点

反則金 25,000円（大型） 18,000円（普通）

15,000円（二輪） 12,000円（原付等）

※原付等：令和8年4月1日から自転車を始めとする軽車両が
交通反則通告制度の対象になりました。

令和5年12月1日から

安管事業所で、アルコール検知器を用いた アルコールチェックが義務化

安全運転管理者の新たな業務。

① 運転前、運転後のドライバーに対し、
目視等だけではなく**アルコール検知器を用いて**
酒気帯びの有無を確認しなければなりません。

② 測定（検知）記録は一年間保存が義務！
アルコール検知器は常時、正常に稼働する状態に
保たなければなりません。

危険運転致死傷罪の要件が拡大

令和8年7月21日から

自動車運転死傷行為処罰法の一部改正

大量の飲酒や大幅な速度オーバー等による
人身事故でも「危険運転致死傷罪」の適用を
見送らざるを得ないケースがあったことから、
要件が見直され、8類型から11類型に。

「飲酒運転」におけるアルコールの保有量が数
値によって明確化されました。
“アルコール影響正常運転困難状態”を、「呼気
1ℓあたりのアルコール濃度0.5mg以上を保
有して走行した場合等」に規定
※基準を下回っても飲酒の影響により正常な運転が
困難な状態と判断されれば適用の可能性あり。

新たに数値基準によって明確化された“高速
度”と、重大な交通の危険回避が著しく困難な
高速度が追加されました。

- 最高速度が時速60km以下の道路（主に一般道）の場合、**最高速度を50km超過で走行**
- 最高速度が時速60kmを超える道路（主に高速道路）の場合、**最高速度を60km超過で走行**

※基準を下回っても時速10km未満の範囲なら「準じる速度」と捉え、適用される可能性あり

新たな要件として、殊更にタイヤを滑らせる
（いわゆるドリフト走行等）、殊更にタイヤを浮
かせる（いわゆるウイリー走行等）が追加され
ました。

※自動車運転死傷行為処罰法でいう「自動車」とは、道路交通法でいう
「自動車（自動二輪を含む）および原付」を指します。

令和2年6月30日から

あおり運転（妨害運転）が創設

いわゆる「あおり運転」が妨害目的の運転（妨害運転）
として道路交通法に新たに規定。妨害目的による10の
違反行為が厳罰に。

あおり運転（妨害運転）の対象となる10の違反行為

対向車線からの接近や逆走・不要な急ブレーキ・車間距離を詰めて異常接近・急な進路変更・左からの追い越しや無理な追い越し・ハイビームの執拗な継続・不必要なクラクションの反復・幅寄せや急な加減速・高速自動車国道の本線車道での低速走行・高速自動車国道や自動車専用道路での駐停車

他の車両等の通行を妨害する目的で車間距離を詰めるなど一定の違反行為をし、交通の危険を生じさせるおそれのある運転いわゆる「あおり運転」をすると…

妨害運転（交通の危険のおそれ）

罰 則 3年以下の拘禁刑または**50万円**以下の罰金

違反点 25点 ▶免許取消し（欠格期間2年）

※前歴や累積点数がある場合には最大5年

いわゆる「あおり運転」をし、高速自動車国道や自動車専用道路で他の自動車を停止させるなど著しい交通の危険を生じさせると…

妨害運転（著しい交通の危険）

罰 則 5年以下の拘禁刑または**100万円**以下の罰金

違反点 35点 ▶免許取消し（欠格期間3年）

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

※人身事故を起こした場合は免許の効力の仮停止処分の対象に

令和8年4月1日から

車が自転車等を追い抜く際に、自転車等の安全を確保するための規定が創設

同一方向に進行する自動車等と自転車との事故のうち、自転車の右側面が接触する事故の割合が増加傾向にあることから、車道での側方接触を防止するための新たなルールが定められました。

車道で自動車等が自転車等の右側を通過する場合（側方通過時）に、
両者の間に十分な間隔（少なくとも1メートル程度）がないときは

自動車等は ※ここでいう「自動車等」とは、自動車や
原付バイク（特定小型原動機付自転車を除く）のことです。

自転車等との間隔に応じた安全な速度（時速20～30キロメートル程度）で
進行しなければなりません。

歩行者等側方安全通過義務違反 **罰 則** 3カ月以下の拘禁刑または**5万円**以下の罰金
※交通の危険を生じさせるおそれがある場合 3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

違反点 2点 **反則金** 大型車 **9,000円** 普通車 **7,000円**
二輪車 **6,000円** 原付等 **5,000円**



※「十分な間隔」や
「間隔に応じた安全な速度」は、
警察庁より公表された“目安”です。
（自動車等と自転車等との具体的な走行状況、
道路状況や交通状況等により異なります。）

令和2年4月1日から

自動車の自動運転技術の実用化に向け、「自動運行装置」の定義を道交法で規定

高速道路など一定条件のもとで自動運転が可能な「レベル3」や、地域を限定した自動運転「レベル4」の自動運転システムの走行実現のため、自動運転に安全基準を設け、自動車の自動運転の技術の実用化に対応した運転者の義務に関する規定の整備を行うものです。

道路運送車両法に規定する「自動運行装置」を使用する場合も、道交法上の「運転」に含まれます。

「自動運行装置」を使用して自動車を運転する場合の運転者の義務を規定

自動運行装置使用条件違反

罰 則 3カ月以下の拘禁刑または**5万円**以下の罰金、
過失**10万円**以下の罰金

違反点 2点 **反則金** **9,000円**（普通車の場合）

令和5年4月1日から

特定自動運行の定義が新設されました

「特定自動運行」とは、レベル4に相当する運転者がいない状態での自動運転で、道路において、整備不良車両に該当することとなったとき等に、直ちに自動的に安全な方法で停止させることができる自動運行装置を備えた自動車を運行することをいいます。（当該自動車の運行中の道路や交通、自動車の状況に応じて、当該自動車の装置を操作する者がいる場合を除きます。）

※特定自動運行は運転者の存在を前提としないため「運転」の定義から除かれており、適用される法の規定や義務の履行の方法が従来の自動車の運転とは異なります。

※特定自動運行中の場合は、外観上判別できるようにするため、「自動運行中」の文字を表示しなければなりません。

※自動運行装置が作動していない自動車の運行は、特定自動運行には該当せず、運転者が存在することとなります。

自転車等は

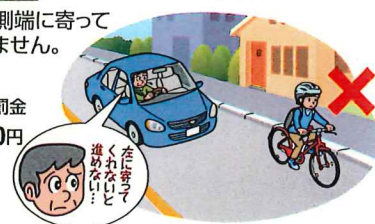
※ここでいう「自転車等」とは、
自転車や特定小型原動機付自転車などのことです。

できる限り道路の左側端に寄って
通行しなければなりません。

被側方通過車義務違反

罰 則 **5万円**以下の罰金

反則金 原付等 **5,000円**



生活道路における法定速度が“時速30キロメートルに
引き下げ”に！（令和8年9月1日から）

「生活道路は人が優先」の意識を持って運転しましょう。
※ここでいう「生活道路」とは、主に地域住民の日常生活に利用されるような、中央線などがない道路のことです。道路標識や標示により最高速度が指定されている道路では、その速度が最高速度となります。

作動状態記録装置による記録等に関する規定の整備

作動状態記録装置不備

罰 則 3カ月以下の拘禁刑または**5万円**以下の罰金

違反点 2点 **反則金** **9,000円**（普通車の場合）

※違反点、反則金は運転者にのみ適用

「自動運行装置」を備えた整備不良の自動車の
運転等に罰則等の規定が整備

整備不良（制動装置等）

罰 則 3カ月以下の拘禁刑または**5万円**以下の罰金、
過失**10万円**以下の罰金

違反点 2点 **反則金** **9,000円**（普通車の場合）

※使用者等が「整備不良車両」を運転させた場合は
違反点、反則金は適用されず、罰則のみ。

（参考）自動運転技術のレベルの定義

レベル0	運転者が全ての運転操作を実行
レベル1	システムがブレーキ・アクセルがハンドル操作のどちらかを支援
レベル2	システムがブレーキ・アクセルとハンドル操作の両方を支援
レベル3	特定の場所や環境でシステムが操作。条件を外れた時や緊急時は運転者が運転を引き継ぎ対応
レベル4	特定の場所や環境でシステムが全ての運転操作を実行
レベル5	場所や環境の条件なしに、常にシステムが全ての運転操作を実行

※「官民ITS構想・ロードマップ2020」に掲載の「運転自動化レベルの定義の概要」を基に作成

令和6年11月1日から

原動機付自転車等の「運転」が明確に

原動機に加えペダルを備える車両の運転が、原動機付自転車や自動車の運転に該当することを明らかにすることで、「自転車だと思っていた」「免許が必要だと知らなかった」などの誤解をなくし、ルール違反を抑止します。

ペダル付き原動機付自転車(いわゆる「モペット」)は…
自転車ではなく **一般原付等** です

モーターを作動させずにペダルを用いて、**人の力のみで走行させた場合でも、一般原動機付自転車または自動車にあたるため、区分に応じた交通ルールを守らなければなりません。**

※見た目が似ている「電動アシスト自転車」は、人の力を補うために基準を満たした原動機を用いて走行する「自転車」です。(車体の大きさや構造が内閣府令で定める基準を満たすことで普通自転車として扱われます。ペダル付き原動機付自転車とは別の乗り物なので注意)

電動バイクの自動車区分が変更 (令和元年12月1日から)

電動自動二輪車のうち、定格出力が20キロワットを超えるものは、「大型自動二輪車」に区分され、これを運転するには「大型二輪免許」が必要です。

令和5年7月1日から

新たなモビリティの定義やその交通方法

特定小型原動機付自転車に関する規制標識等の整備

原動機付自転車は車体の大きさや構造などに応じて、**一般原動機付自転車**と**特定小型原動機付自転車**に区分されます。

- 原動機付自転車
原動機を用い、レールや架線によらないで運転する車で次のもの
※軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車、遠隔操作型小型車及び歩行補助車等を除く

イ) 内閣府令で定める大きさ以下の総排気量又は定格出力を有する原動機を用いる車(口に該当するものを除く)を「一般原動機付自転車」とする

ロ) 車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれがなく、その運転に関して高い技能を必要としないもので内閣府令で定める基準に該当するものを「特定小型原動機付自転車」とする

特定小型原動機付自転車は原動機付自転車の一類型ですが、通行できる場所はおおむね自転車に相当します。

特定小型原動機付自転車の通行に関わる標識等

特定小型原動機付自転車・自転車通行止め
特定小型原動機付自転車・自転車専用
特定小型原動機付自転車・自転車一方通行

特例特定小型原動機付自転車の通行に関わる標識等

自転車及び歩行者等専用
歩行者を対象とする交通規制に係る道路標識等の表示する意味に、遠隔操作型小型車(遠隔操作により道路を通行しているものに限る)が追加 (令和5年4月1日施行)
特例特定小型原動機付自転車・普通自転車歩道通行可
普通自転車等及び歩行者等専用(令和5年7月1日施行)表示する意味として特例特定小型原動機付自転車が歩道を通ることができることとした
注意 必要な基準を満たす「特例特定小型原動機付自転車」が通行できる歩道は、上の標識及び右の標示のある歩道に限られます
特例特定小型原動機付自転車・普通自転車の歩道通行部分

令和5年7月1日から

危険な行為を繰り返す特定小型原動機付自転車運転者に安全講習の受講が義務化

「特定小型原動機付自転車運転者講習」の対象となる17の危険な行為 (3年以内に2回以上摘発されると講習の受講が命じられ、3カ月以内の指定された期間に講習を受けなければなりません。)

信号無視・通行禁止違反・歩行者用道路徐行違反・通行区分違反・歩道徐行等義務違反・路側帯進行方法違反・遮断踏切立ち入り・優先道路通行車妨害等・交差点優先車妨害・環状交差点通行車妨害等・指定場所一時不停止等・整備不良車両の運転・酒気帯び運転等・共同危険行為等・安全運転義務違反・携帯電話使用等・妨害運転



保安基準に適合したものに
乗りましょう

公道を走行するためには…

- 運転免許が必要
- ブレーキランプ・ウインカー、バックミラー等の備え付け
- ナンバープレートの取付け・表示
- 自動車損害賠償責任保険(共済)への加入
- 乗車用ヘルメットの着用
- 車両区分に合った交通ルールの遵守

原付の自動車区分が変更 (令和7年4月1日から)

二輪車の車両区分を見直し、構造上出ることができる最高出力が4.0キロワット以下で総排気量125cc以下の二輪車を「新基準原付」とすることで、一般原動機付自転車に区分。
総排気量125cc以下の二輪車も最高出力を抑えた「新基準原付」であれば、原付免許で乗ることが可能に。



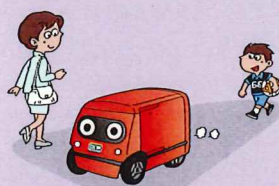
遠隔操作型小型車(自動配送ロボット等)の定義

原動機を用いて人または物を運送する目的の小型の車で、遠隔操作により通行させることができるもののうち、車体の大きさや構造が歩行者の通行を妨げないものとして内閣府令で定める基準に該当するもので、基準に適合する非常停止装置を備えているもの。

※遠隔操作型小型車を道路において通行させる者は、必ず見やすい箇所に内閣府令で定める様式の標識(下図)を付けなければなりません。



遠隔操作型小型車標識



令和8年4月1日から

自転車をはじめとする軽車両に交通反則通告制度(いわゆる青切符)が適用に

反則金制度の対象となる違反行為の例と反則金額

取り締まりの対象年齢は **16歳以上!**

携帯電話の使用等(保持)



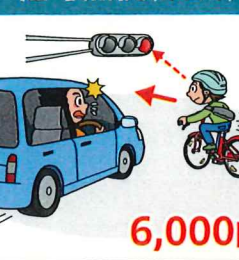
12,000円

遮断踏切立ち入り



7,000円

信号無視(赤色等)



6,000円

※「酒酔い運転」や「酒気帯び運転」、「妨害運転」、「携帯電話使用等(交通の危険)」など、「違反自体が悪質・危険なもの」は、交通反則通告制度の対象外のため、これまで通り赤切符を受け、刑事手続となります。

令和6年11月1日から

自転車運転者講習の受講義務の対象となる自転車危険行為に「酒気帯び運転」と「携帯電話のながら運転」が追加!

「自転車運転者講習」の対象となる16の危険な行為 (3年以内に2回以上摘発されると講習の受講が命じられ、3カ月以内の指定された期間に講習を受けなければなりません。)*対象年齢は14歳以上

信号無視・通行禁止道路(場所)の通行・歩行者用道路での歩行者妨害・歩道通行や車道の右側通行等・路側帯での歩行者の通行妨害・遮断踏切への立ち入り・左方車優先妨害・優先道路車妨害等・右折時、直進車や左折車への通行妨害・環状交差点安全進行義務違反等・一時不停止・歩道での歩行者妨害等・制動装置不備の自転車の運転・酒気帯び運転等・安全運転義務違反・携帯電話の使用等・妨害運転

令和2年6月30日から自転車の「あおり行為」も「妨害運転」として自転車運転者講習の対象になりました。
※令和5年7月1日から、「危険行為」は「自転車危険行為」になりました。

令和6年11月1日から

自転車の危険な行為である「酒気帯び運転」と「携帯電話使用等」に罰則が新設

酒気帯び運転の禁止

「酒酔い運転」に加え、罰則対象外だった「酒気帯び運転」も罰則対象に

罰則 3年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金

自転車の酒気帯び運転を
幫助した者にも罰則が適用!

車両の提供
罰則 3年以下の拘禁刑
または50万円以下の罰金

酒類提供・依頼して同乗
罰則 2年以下の拘禁刑
または30万円以下の罰金

携帯電話使用等の禁止

都道府県公安委員会規則での禁止を、
新たに道交法上で一律に禁止し罰則を強化

走行中、携帯電話等を手で持って
通話したり、画像を注視すると、
携帯電話使用等(保持)
罰則 6カ月以下の拘禁刑または
10万円以下の罰金

携帯電話等を使用して走行し
交通事故を起こすなどすると、
携帯電話使用等(交通の危険)
罰則 1年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金



令和5年4月1日から

すべての自転車利用者に対し乗車用ヘルメットの着用が努力義務に

- 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければなりません。
- 自転車の運転者は、他人を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。
- 児童又は幼児の保護者等は、その児童又は幼児が自転車を運転するとき、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。



令和4年5月13日から

※検査や講習の順番・タイミングは、下記フローチャートと異なる場合があります。

75歳以上の普通免許を保有するドライバーが、過去3年間に一定の違反歴(下記の枠内の11の違反行為)があると、「運転技能検査」の受検対象者に!

運転技能検査

※普通免許保有者が対象で
大特小特二輪・原付免許のみ
保有している方は対象外です。

自動車教習所のコースなどを実車で走行し、一時停止や信号通過などの課題を行います。

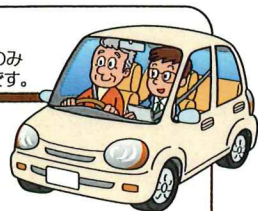
検査項目 指定速度による走行、発進、停止、交差点の通行(右折・左折、信号通過)、段差の乗り上げ

採点方法 次の能力について減点式で採点

- 運転装置を操作する能力
- 交通法規に従って運転する能力
- 他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転する能力
- その他の自動車を安全に運転する能力

合 否 合格 = 得点率70%以上(第一種免許)
合格 = 得点率80%以上(第二種免許)

※運転技能検査の受検期間は、免許の有効期間が満了するまでの6カ月間です。更新期間満了までに合格できないと免許証を更新できません。



普通免許等を保有し、
一定の違反歴が
ない場合

※大特小特二輪・原付免許のみ
保有の方を含みます。

検査結果が基準に達した場合
合格

不合格

不合格の場合は
免許証の更新ができません。

繰り返し何度でも受検が可能です。
※不合格になっても、運転技能検査の対象は、
普通免許であるため、原付免許や小特免許は
希望により継続できます。

運転技能検査の対象となる基準違反行為(11類型)

※令和4年10月12日以降に75歳以上の
誕生日を迎える人が対象です。

1 信号無視 法第7条	2 通行区分違反 法第17条第1項~第4項、第6項	3 通行帯違反等 法第20条(通行帯違反) 法第20条の2第1項(路側バス等優先通行帯違反)	4 速度超過 法第22条第1項
5 横断等禁止違反 法第25条の2	6 踏切不停止等 遮断踏切立入り 法第33条第1項、第2項	7 自動車等交差点 右左折方法違反等 法第34条第1項、第2項、第4項 ※(自動車等交差点右左折方法違反) 法第35条の2(環状交差点左折等方法違反)	8 交差点安全進行 義務違反等 法第36条、法第37条(交差点優先車妨害) 法第37条の2(環状交差点通行車妨害等、 環状交差点安全進行義務違反)
9 横断歩行者等 妨害等 法第38条、法第38条の2	10 安全運転 義務違反 法第70条	11 携帯電話使用等 ※交通の危険を生じさせたり 携帯電話を保持した場合に限る 法第71条第5号の5	

※自動車や一般原動機付自転車などに対する交差点右左折方法違反は、
令和5年7月1日より、「自動車等交差点右左折方法違反」となりました。

令和4年5月13日から

衝突被害軽減ブレーキ等の機能が付いた“サポートカー”の限定免許が導入

サポートカー限定免許

「サポートカー限定免許」は、「普通車の運転はサポートカーに限る」という
免許なので、一般原動機付自転車と小型特殊自動車の運転は可能です。
※大型や第二種免許等、普通免許の上位免許の保有者は、申請による免許の一部取消しにより、
普通免許を取得の上、条件付免許の交付が可能になります。

- 申請により、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加
速抑制装置等、先進安全機能を備えた「安全運転サポート車」
に運転を限定する、条件付免許の交付が可能になります

条件 保安基準に適合したり性能認定を受けた普通自動車

- 保安基準に適合した衝突被害軽減制動制御装置を搭載したもの
- 衝突被害軽減制動制御装置や障害物検知機能付ペダル踏み間違い
急発進抑制装置について性能認定を受けたもの



- 左記の条件に反して運転すると…

免許条件違反
罰則 3カ月以下の拘禁刑又は5万円以下の罰金
違反点 2点 反則金 7,000円

負担軽減や効率化のため認知機能検査が簡素化!

認知機能検査

検査員の説明を受けながら回答します。

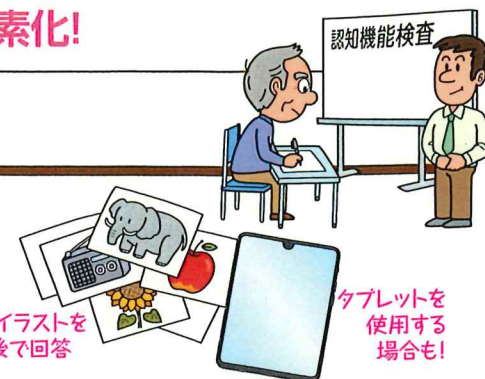
- イラストを見て記憶力を調べる検査(手がかり再生)
- 検査時の年月日・曜日・時間など時間感覚を検査(時間の見当識)

※時計の文字盤や針を描くテスト(時計描画)は廃止になります。

16の物のイラストを
記憶して後で回答

タブレットを
使用する
場合も!

認知症に関する医師の診断書を提出した場合等、一定の場合は認知機能検査を受ける必要がありません。



認知症の
おそれがある

認知機能検査の結果による区分が3区分から
「認知症のおそれの有無」の2区分に!

認知症の
おそれがない

臨時適性検査の受検
または
医師の診断書の提出



認知症
ではない

認知症と診断

※臨時適性検査の
受検や診断書の
提出をしないと
免許取消しや
免許停止に。

免許取消し
又は免許停止

高齢者講習<2時間>

※大特小特二輪・
原付免許のみ
保有者は1時間

- 講義(座学) DVD等で、交通ルールや安全運転に関する知識を再確認
- 運転適性検査 器材を使って動体視力や夜間視力、視野を測定
- 実車指導 実車を使って運転技能を評価

※運転技能検査の合格者は、高齢者講習の実車指導は免除され、
1時間講習になります。



※70歳から74歳の
ドライバーも同様の
高齢者講習を
受講します。

免許更新
有効
期間 3年

平成29年3月12日から

75歳以上の高齢運転者に、臨時認知機能検査と臨時高齢者講習がスタート

75歳以上の運転者が、認知機能が低下した場合に行われやすい特定の
違反行為をすると「臨時認知機能検査」を受けなければなりません。

臨時認知機能検査により、「認知症のおそれがある」と判定された高齢
ドライバーは、「臨時高齢者講習」を受講することになります。

※直前に受けた認知機能検査や臨時認知機能検査の結果が「認知症のおそれ
がある」だった場合は除かれます。

※「認知症のおそれがある」と判定されたドライバーの内、臨時認知機能検査の結果で、医
師の診断等を受けることとなり、認知症と診断された場合は、免許取り消し等になります。

臨時認知機能検査の対象となる違反行為18項目

- 信号無視 ●通行禁止等違反 ●通行区分違反
- 横断等禁止違反 ●進路変更禁止違反 ●遮断踏
切立ち入り等 ●左折又は右折違反 ●指定通行区分
違反 ●環状交差点における左折等違反 ●交差点
安全進行義務違反等 ●右折時、直進車や左折車への
進行妨害 ●環状交差点安全進行義務違反等 ●横
断歩道等での歩行者等の横断妨害 ●横断歩道のな
い交差点での歩行者の横断妨害 ●徐行義務違反
- 一時不停止 ●合図不履行 ●安全運転義務違反

令和元年12月1日から

「運転経歴証明書」の交付対象に免許失効者も

運転免許証を自主返納した人だけでなく、運転免許証の更新を受けずに免許が失効した人も運転経歴証明書の交
付申請が可能です。また、「運転経歴証明書」の交付を申請する場所が、申請者の現在の住所地を管轄する公安委
員会に改められます。

※交付申請期間は失効してから5年以内で、他に免許がない場合です。